

船員保険疾病任意継続の加入について

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

船員の方が退職（下船）となった場合、その翌日から、お持ちの船員保険の保険証は使用できません。

船員保険では、一定の加入条件を満たす場合、船員保険疾病任意継続にご加入いただけます。

以下は、船員保険疾病任意継続の加入に関するご案内となります。

船員保険の疾病任意継続被保険者になるための条件は、次の2つです。

1. 退職日（資格喪失日の前日）までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があること。

2. 退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に資格取得申出書が船員保険部に到着すること。疾病任意継続へのご加入を希望される方は「船員保険疾病任意継続被保険者資格取得申出書」を退職日の翌日から20日以内（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）に船員保険部へ郵送等によりご提出ください。

なお、申出書の到着が上記期限を過ぎるとご加入できなくなります。ご注意ください。

1 加入期間は最長で2年間です。

2 保険料は、全額個人負担となり、退職前の保険料月額約2倍が目安となります（保険料月額には上限があります）。

※1 被扶養者がいる場合は別途、添付書類が必要な場合があります。

※2 退職日の確認できる書類のコピーを添付いただくことで、日本年金機構からの資格喪失情報を待たずに、すみかな保険証の発行が可能となります。

※船舶所有者様が証明した退職証明書、雇用保険被保険者離職票、船員保険被保険者資格喪失届など

〔ファクスだより〕

2021年10月15日(金曜日)